

官公庁での研修ご担当者様

日本国憲法には、第1条から8条まで天皇のこと、次に第9条に戦争放棄、そして第10条に国民は法で守られること、第11条から基本的人権と続きます。

これは人権こそが生きていく上で大切あるからです。

「平等権」は、性別や年齢、職業、生まれた場所などに関係なく、全ての人が等しい扱いを受ける権利です。

「自由権」は、自由に生きることが保障される権利です。自由にものを考え、出版や発表をしたり、好きな場所へ旅行ができるのもこの権利があるからです。

「社会権」は、人間らしい豊かな生活が保障される権利です。病気などで生活に困った人が支援を受けたり、無償で義務教育を受けたりできるのもこの権利によるものです。

「参政権」は、政治に参加する権利です。

日本国憲法では自由や権利の濫用を認めず、これらの権利を「公共の福祉」のために利用する責任があると定めています。他人の人権を侵害したり、社会の不利益になるようなことをした場合、法律によって処罰されます。

日頃より市民の安心と公正な行政の実現に向け、誠心誠意のご尽力に深く敬意と感謝を表します。

さて、公務員に課せられている最も重要な責務の一つは、「すべての人の人権を等しく尊重し、公正な社会を実現すること」にあります。



その使命を果たすためには、まず人権とは何か、なぜ尊重されなければならないのかという「基本的な理解」が不可欠です。

今、社会は多様化し、価値観はより複雑になっています。知らず知らずのうちに偏見を持ち、無自覚に差別や排除の言動に加担してしまうことも、残念ながらあり得る時代です。

そんな今だからこそ、一人ひとりが「人権の感度」を高め、自らの言動に意識を持つことが強く求められています。

「知らなかった」では、済まされません。

「そんなつもりはなかった」では、誰かの尊厳を傷つけてしまうこともあるのです。

人権に関する正しい知識は、すべての行政サービスの土台であり、地域住民との信頼を築く第一歩です。

どうか、この機会に人権の基本的知識を、改めて学ぶ機会にご利用ください。

一人ひとりの理解と行動が、職場を変え、地域を変え、社会を変えていきます。ご理解とご協力を、心よりお願い申し上げます。

● 開催についてのお願い ●

全職員ではなく、部・課・希望グループなど少人数でも構いません。
そして、職員さんもお待ちしています。触れる機会こそ大切です。

★会場・スクリーン・プロジェクター・ポインターの準備と参加者数の資料の印刷 をお願いしています。

ご用意できない分があればご相談下さい。

★開催会場が島原市と南島原市以外の場合はご相談下さい。

★行政のテーマ例（ご希望に応じます）

1. 人の一生と行政とのかかわり・各種行政手続き
2. 具体的な行政相談内容と身近で改善された事例
3. ネット社会の現状（ネットトラブル・通販・携帯）

★人権のテーマの例（ご希望に応じます。）

下記の人権項目の組み合わせでも可能です。

- ① 基本的人権と人権感覚と意識の向上
- ② 職場のハラスメント対応と社会人としての人権意識
- ③ 企業と人権
- ④ DVと人権
- ⑤ デートDV（中学生・高校生対象）と人権
- ⑥ 多様な性（LGBTQX+）と人権
- ⑦ 虐待（高齢者・障がい者）と人権
- ⑧ 同和問題と人権
- ⑨ ハンセン病と人権
- ⑩ ネット社会と人権
- ⑪ いじめ問題と人権
- ⑫ 各種のハラスメントと人権

★ 私たちの未来のために ～ 人権を考える～

★ 人権って何だろう ～ 私たちにできること ～

★ ○○○市における人権尊重のまっづくり